

学校給食用小麦粉製品加工および炊飯委託工場指定要領

公益財団法人静岡県学校給食会

第1 目的

学校給食用小麦粉製品加工および炊飯委託工場（以下「委託工場」という）の指定についてその適正を期するため、この要領を定める。

第2 委託工場の指定基準

委託工場の指定基準は、静岡県食品衛生規則による営業施設の基準に規定する施設を有し、かつ次の各号に適合するものとする。

- (1) 委託工場の経営者は、学校給食に深い理解をもち、かつ協力的で社会的信用があること。
- (2) 委託工場は、次の事項の全てについての管理・運営体制が十分に整備されていること。
 - (ア) 施設・設備が適切に配置され、かつその管理状況が良好なものであること。
 - (イ) 従業員の管理・指導が的確に行われていること。
 - (ウ) その他、管理・運営が適正かつ円滑に行われる体制にあること。
- (3) 委託工場は、食品衛生監視票の評点が82点以上で、かつ平素の衛生管理状態が良好であること。
- (4) 委託工場の経営者は、5年以上の技術経験を有するとともに、事務処理能力のあること。ただし、次の各事項に掲げる従業員を雇用しているときは、この限りではない。
 - (ア) 5年以上の技術経験を有する者、または技術養成所を修了した者1名以上
 - (イ) 事務経験を有し、事務にたん能なる者1名以上
- (5) 委託工場は、従業員の健康管理が徹底し、健康診断および検便が定期的に励行されていること。
- (6) 前各号に達しないもので特別の事情がある場合は、条件を付して選定することができるものとする。

第3 委託工場の指定申請

委託工場の指定を受けようとするものは、この要領第2に定める指定基準に適合し、かつ県学校給食会がその必要を認めたものとする。

2. 前項の規定に基づき、指定を受けようとするもの（以下「申請者」という）は、委託工場指定申請書（様式1-1又は1-2）を県学校給食会に提出するものとする。

第4 申請者の調査

県学校給食会は、委託工場指定申請書を受理したときは、書類および実地について調査を行うものとする。

2. 実地調査は、別紙に定める委託工場調査表（様式2-1又は2-2）によるも

のとする。

3. 実地調査の調査員は、次のものを県学校給食会理事長（以下「理事長」という）が必要に応じてそのつど委嘱するものとする。

（1）食品衛生に関わる団体の代表者

（2）県学校給食会事務局長

4. 調査員は、事故等により実地調査に出席できない場合は、当該調査員が指名したものに代理させることができるものとする。

第5 委託工場選定委員会

理事長は、実地調査の結果を委託工場選定委員会（以下「選定委員会」という）に諮り、委託工場として適否の判定を付議するものとする。

2. 選定委員会は、適否の判定を付して理事長に報告するものとする。

3. 選定委員会は、次に掲げるもので組織し、5名以上10名以内で構成するものとする。

（1）食品衛生に関わる団体の会員

（2）学識経験者

（3）保護者の代表

（4）県学校給食会の職員

4. 選定委員は、事故等により選定委員会に出席できない場合は、当該選定委員の所属長が指名したものに代理させることができるものとする。

第6 委託工場の指定

理事長は、選定委員会の報告に基づき、また書類調査においても委託工場として適当であると認めた場合は、当該工場に対して加工もしくは炊飯を委託する学校の割当（以下「学校割当」という）を行い、理事会の承認を得て指定するものとする。

2. 理事長は、学校割当を行う場合は、その適正を期するため、あらかじめ関係市町教育委員会および委託工場の所属団体の意見を徴するものとする。

なお、指定後生じた学校については、理事長が当該地域等の実情をしんしゃくし、学校割当を行うものとする。

3. 理事長は、委託工場を指定した場合は県教育委員会、県健康福祉部、政令市保健所、関係市町教育委員会、委託工場の所属団体その他必要な機関にその旨通知するものとする。

第7 委託工場の指定期限

委託工場の指定期限は、指定の日から2年間とする。ただし、理事長は必要に応じて指定期限を短縮することができる。

第8 委託工場代表者との加工委託または炊飯委託契約

理事長は、指定通知後、委託工場の所属団体の代表者若しくは委託工場代表者と契約を締結するものとする。

第9 指定の取消および変更

理事長は、委託工場が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、指定の取消または変更をすることができるものとする。この場合、指定辞退によるもの以外の指定の取消については、あらかじめ選定委員会に諮るものとする。

- (1) 委託工場代表者から指定辞退の申出があったとき。
- (2) 本会との契約に違反したとき。
- (3) 指定基準に適合しなくなったとき。
- (4) 平素の製品がいちじるしく不良のとき。
- (5) その他理事長が特に、指定の取消または変更の必要を認めたとき。

2. 委託工場代表者は、委託工場の代表者、所在地、名称、組織および施設設備等に重要な変更を加えるときは、その30日前までに県学校給食会に届出るものとする。

ただし、予期しない事由により前記の変更を加えるときは、事前事後にかかわらずただちに届出るものとする。

3. 理事長は、前項の届出を受理したとき、特に必要と認めた場合は、この要領第4（申請者の調査）の規定に準じて再調査を行い指定の変更を行うものとする。

なお、この場合通常の委託業務に支障があるときは、期限を付してその業務を停止させることができるものとする。

4. 理事長は、指定の取消または変更をした場合は、この要領第6の第3項に掲げる関係機関、団体にその旨通知するものとする。

第10 改廃

この要領の重要な改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

第11 その他

この要領に定められていない事項については、委託工場の所属団体の代表者若しくは委託工場代表者と協議して決定するものとする。

第12 この要領は、昭和39年4月1日より実施する。

附 則

- (昭和43年 1月16日一部改正)
- (昭和43年12月21日一部改正)
- (昭和44年12月24日一部改正)
- (昭和51年 6月25日一部改正)
- (昭和54年11月22日一部改正)
- (昭和54年12月26日一部改正)
- (昭和56年 1月 6日一部改正)
- (昭和56年11月13日一部改正)
- (昭和60年12月 6日一部改正)
- (昭和63年 4月 1日一部改正)
- (平成 元年11月 7日一部改正)
- (平成 5年 1月11日一部改正)

(平成 7年 8月 2日一部改正)
(平成 9年 11月 11日一部改正)
(平成 18年 4月 1日一部改正)
(平成 19年 10月 29日一部改正)
(平成 21年 7月 16日一部改正)
(平成 22年 7月 27日一部改正)
(平成 25年 4月 1日一部改正)
(平成 26年 4月 1日一部改正)
(平成 28年 6月 2日一部改正)